

# 評価結果の公表について

評価機関は「福祉サービス第三者評価機関認証要綱」において定められた評価調査を実施しています

※認証要綱第5条（10）

評価機関は、原則として次に掲げる評価調査を実施すること。

ア 事業者調査

(ア) 状況調査

事業所の運営状況を示す文書による調査

(イ) 自己評価調査

評価機関が定めた評価項目による、事業所自らが実施する調査

(ウ) 訪問調査

推進機構が定めた評価基準による、複数の評価調査者が事業所を訪問し、実施する調査

イ 利用者調査

評価機関が定めた評価項目による、利用者や家族に対するアンケート又はヒアリング調査

**評価結果報告書は評価機関が作成したままの形で公表されますので、次のことに留意して作成されています**

**プライバシーの保護**

評価結果報告書は、推進機構ホームページによりインターネットを介して公表します。利用者本人や家族はもちろん、不特定多数の方が閲覧するものです。一般公表を前提に、個人情報、プライバシー情報への配慮を十分に図るよう留意しています

**誤字・脱字の十分な確認**

評価結果報告書は、原則として推進機構では修正を行わず原文のまま公表しています

**受審事業者への内容確認**

受審事業者へ評価結果報告書の内容に事実誤認がないか。受審事業者と評価機関の見解に相違はないか等の確認をしています